

また、社会教育関係機関・団体との連携を密にし、指導者の組織的な活動を促進するとともに、指導者の活用に必要な情報・資料の提供など、指導者の活用を図るための条件整備に努める。

3 社会教育関係団体の育成

(1) 少年団体

少年団体の組織拡充及び指導者の養成と確保に努めるとともに、地域の成員としての自覚を育てるための活動を奨励する。特に、子ども会の組織拡大と活動内容の充実を促進する。

(2) 青年団体

地域青年団の活動内容の充実を促進するとともに、指導者の養成及び資質の向上に努める。特に、都市部にあっては、勤労青年の意識の多様化に即応して、グループなど小集団活動の助長に努める。

(3) 婦人団体

地域婦人団体活動の重要性を認識させ、組織の強化と活動の充実を図るとともに、後継者養成に努める。特に、未組織地域における組織化と小集団活動の助長に努める。

(4) P T A

P T Aが家庭教育、学校教育、社会教育の連携のかなめとして、青少年の健全育成のための地域活動を積極的に推進するようその育成に努める。